

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内

助成金活用のメリットやデメリット（注意点）について

助成金（雇用関係助成金や労働条件等関係助成金）は厚生労働省が管轄しており、主に雇用保険料や労災保険料を財源とし、企業の雇用に関する取り組み（失業予防、雇用機会の創出、能力開発など）や労働環境改善、従業員の福利厚生向上等を目的としています。そんな助成金を活用する際のメリットについていろんな角度から紹介いたします。合わせて注意が必要な点についても説明いたします。改めて助成金活用のメリットやデメリット（注意点）について確認し、助成金の制度を上手に活用してみませんか。

助成金を活用する際の主なメリット

1、返済不要な資金の確保

助成金は融資とは異なり、返済の必要がありません。事前に計画届の提出が必要な助成金もありますが、受給要件を満たすこと（計画を提出している場合は計画に沿った取り組みも必要）で受給することが可能です。経費削減や運転資金、新たな取り組みへの投資資金、人材雇用など自由に助成金を活用することができます。

2、雇用環境の改善や生産性の向上

助成金の申請を通じて雇用環境改善のヒントを得られます。具体的には、正規雇用労働者の待遇改善、仕事と家庭の両立支援、高年齢者や障害者・若年層の雇用促進などが挙げられます。雇用環境が改善されれば、従業員の定着率向上や優秀な人材の確保も期待できるようになり、生産性向上につながることでしょう。

3、会社の制度や就業規則の整備

助成金を申請する過程で、賃金台帳や出勤簿、就業規則の整備が求められるため、法的な基準に沿って整えるきっかけになります。雇用保険の加入や勤怠管理も助成金申請の中で審査されることが大半なので、労務管理体制の見直しにもつながります。

4、従業員のモチベーションアップと人材確保

従業員の労働条件が改善されれば従業員の満足度が高まり、モチベーションアップにつながります。能力開発によりスキルアップやキャリア形成ができる制度を導入しても満足度が高まります。優秀な人材を採用する可能性も高まり、定着にもつながります。

5、社会的信用を得られる

適切な助成金の活用は、労働環境の整備や従業員への投資に積極的に取り組む企業姿勢を示すことになり、社会的な信用度向上にも貢献します。適正な労務管理、働きやすい労働環境、研修等の教育制度の充実は魅力ある求人にもつながります。

助成金を活用する際のデメリット（注意点）

1、申請手続きには手間や時間がかかります

申請する助成金によっては、就業規則を新規作成したり変更したりする必要があり、1～2ヶ月程度の時間を要することがあります。申請様式は何種類もあり、添付が必要な賃金台帳や従業員名簿などの準備に多くの時間と労力が必要です。助成金制度は毎年改正されることがあります、何度も相談や問い合わせが必要になることがあります。

2、不正受給のリスクやペナルティの可能性があります

適切に申請すれば問題ありませんが、不正受給と判断されてしまうと助成金の全額返済に加えペナルティ金額の上乗せ、さらには会社名の公表といった厳しい措置が取られる場合があります。助成金の申請代行を依頼したとしても、最終的な責任は会社にあるため、提出書類の確認を怠ってしまうと不正受給に巻き込まれる可能性があります。

3、制度導入後の廃止が困難になる可能性があります

計画的に取り組みを行い助成金を受給すれば問題ないとは思いますが、助成金を受給するために一度導入した会社の制度や取り組みは、その後の廃止が難しい場合があります。例えば、非正規労働者に対し賞与や退職金制度を導入した場合、経営状況が悪化したとしても労働者にとって不利益になる変更は同意が得られにくく廃止が困難になります。

4、受給までの費用や取り組みまでの労力やコストがかかります

助成金は「後払い」が基本であり、あくまで目安ではありますが、申請から受給まで3ヶ月以上（不備や確認事項によっては6ヶ月以上）かかります。助成金によっては取り組みから受給まで1年以上かかるものもあります。また、助成金は「取り組み」に対し支給される制度なので、そのための労力やコストが大きな負担になる場合もあります。

助成金を受け取った場合、法人税の課税対象となるので、支給された金額全てが純粋な収入として手元に残るわけではないことも注意です！！

普段から適正な労務管理を心がけ、計画的に取り組みを検討し、早めに助成金申請の準備に取りかかれば、デメリットは特ないですよ！



ご案内

雇用関係助成金のお知らせ（2月号）の内容について

厚生労働省のホームページで令和7年12月26日より「令和8年度厚生労働省所管予算案関係」が公開されました。予算案の中から助成金に関する内容を取り上げ、令和8年度注目しておいたほうが良さそうな助成金についての紹介を予定しております。「賃上げ」支援のための助成金についても紹介を予定しております。

ハローワーク米沢

令和8年1月20日 ハローワーク米沢発行

米沢所公式HPから登録できます パックナンバーも掲載中

メール配信登録も好評受付中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください